　　　　　　　会が設置する防犯カメラの管理運用基準

１　目的

　　　　　　　会（団体名）は、　　　　　　　　　　　　　　　（設置場所住所または設置先施設名）に設置する防犯カメラについて、犯罪を未然防止する設置目的と市民のプライバシー保護等との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

２　防犯カメラの設置場所、撮影範囲

　　防犯カメラの設置場所は、次の場所（設置場所住所または設置先施設名）に設置し、撮影範囲は別紙写真のとおりとする。（台数に応じて設置場所は記載する。）

|  |  |
| --- | --- |
| Ｎｏ | 設置場所 |
| １ |  |
| ２ |  |

３　防犯カメラの管理責任者の指定等

（１）防犯カメラの管理運用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を置く。

（２）管理責任者は、　　　　　　（職を記載）をもって充てる。

（３）管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア　画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。

イ　防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。

ウ　その他画像の適切な取扱いに努めること。

４　画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講じる。

（１）画像の保管方法

ア　画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。

イ　原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

（２）画像の保管期間

　　　　画像の保管期間は、　　　日間とする。

（３）画像の消去方法

画像の消去は、初期化（または、上書き）により行うものとする。

ただし、媒体を破棄する場合は、粉砕のうえ、廃棄するものとする。

５　画像の利用、提供制限

（１）次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または、他者に提供しないものとする。

ア　法令に基づく場合

イ　捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合

ウ　市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

（２）（１）に基づき、画像を他者に提供する場合には、管理責任者の許可を得たうえで、提供するものとする。

６　設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者（施設利用者）の見やすい場所に、その旨を表示するものとする。

７　苦情処理

　　苦情や問合せには、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。